

令和元年9月25日

第27回村上市農業委員会会議録

第27回村上市農業委員会定例会を令和元年9月25日午前9時00分村上市神林支所3階第4・5会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

2番	阿部正一	3番	増田嘉美
4番	加藤孝平	5番	石山章
6番	遠山久夫	7番	池田千秋
8番	本間サヨ子	9番	中山和衛
10番	遠藤俊樹	11番	斎藤博
12番	佐藤健吉	13番	齋藤文夫
14番	板垣栄一	15番	稲葉浩之
16番	菅原隆雄	17番	大野章
18番	村山美恵子	19番	船山寛
20番	本間裕一		

1. 欠席委員は次のとおりである。

1番 鈴木いせ子

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について

報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 事業計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第6号 令和2年度農業施策等に関する意見書(案)について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川良和
事務局次長	大西恵子
事務局副参事	佐藤俊一
事務局係長	園部和枝

1. 午前9時02分 事務局長（小川良和君） ただいまから第27回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。議席番号1番、鈴木いせ子委員、本日議会出席のため欠席の連絡をいただいております。よって、出席委員19名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

それでは、これから総会を始めますが、その前に報告1点ということで、本日現地確認の報告員ということで、荒川地区の推進委員であります議席番号18番、寺社委員が出席しておりますので、報告させていただきます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議事録署名人の指名についてお諮りいたします。

議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第27回村上市農業委員会定例総会議事録署名人には、議席番号6番、遠山委員、議席番号7番、池田委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4の報告。報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について報告してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、説明いたします。報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について。

番号1番、申請人、村上市塩町__番__号、____、土地の表示、塩町__番__、地目、田、面積23平米ほか1筆、計2筆、合計面積274平米、転用目的として公衆用道路、備考といたしまして、申請者は市道と所有農地（畑）の間の道路が整備されていないため、車両が通行可能な道路を整備するものです。公衆用道路274平米、幅員2から4メートル、延長が70から72メートル。

続きまして、場所の説明をいたします。2ページをごらんください。地図中央付近、県道新潟新発田村上線が走っており、その下方に太く細く囲まれている場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） ただいまの説明についてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、次に報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願についてです。今回の案件は4件です。

初めに、番号1番、申請人、村上市大場沢__番地__、____、土地の表示、大場沢字城の下__番、地目、田、現況、山林、面積42平米ほか1筆、計2筆、合計面積58平米、申請の事由ですが、申請地は杉や雑木が繁茂し、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号2番、申請人、村上市新屋__番地、____、土地の表示、新屋字大坪__番、地目、台帳、田、現況、山林、面積8.42平米ほか3筆、計4筆、合計面積1,490.42平米、申請の事由ですが、申請地の大坪及び宮前は40年くらい前に杉を植林し、現在は山林化しています。また、西平ノ一は25年以上前から耕作しておらず、原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号3番、申請人、村上市荒沢__番地、____、土地の表示、荒沢字東山下__番、地目、台帳、畑、現況、山林、面積102平米、申請の事由ですが、申請地は約60年前に杉を植林し、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

最後に、番号4番、申請人、村上市荒沢__番地、____、土地の表示、荒沢字沼__番、地目、台帳、田、現況、原野、面積446平米ほか2筆、計3筆、合計面積1,850平米、申請の事由ですが、申請地の沼は30年以上耕作しておらず、現在は原野化しています。また、六ノ沢は40年以上耕作しておらず、雑木が繁茂し、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、場所の説明をいたします。初めに、番号1番について。5ページになります。地図の上のほう、県道鶴岡村上線が走っており、大場沢集落の下方、地図の中央付近に小さく囲まれた場所が今回の申請場所です。

次に、番号2番について。右の上のほうに小さく三面川ありますけども、この地図上には出ておりませんが、上のほうが新屋の集落になります。右端のほうに小さく1筆、左側のほうに3筆小さく囲まれた場所が今回の申請場所です。

次に、番号3番について。地図の左側から中ほどにかけて、県道荒沢塩野町線が走っております。荒沢集落の右側、太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

最後に、番号4番について。地図の作成上、左側が北方向になっている旨、ご了承ください。右下に荒沢集落があり、その上1筆、左側に2筆、計3筆、太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） ただいま説明についてご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、報告第2号については以上といたします。

それでは、議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

今回は、使用貸借1件、売買2件の合計3件の案件です。

まず初めに、使用貸借1件について説明いたします。番号1、貸人、村上市下鍛冶屋__番地、__、借人、村上市下鍛冶屋__番地、__、土地の表示、上鍛冶屋字高山__番、現況地目、田、地積2,009平米ほか8筆、合計地積11,114平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、契約の内容、10年間無償、農業者年金のための親子間の貸し借りでございます。

次に、売買案件2件について説明します。番号2、譲渡人、新発田市舟入町__番__号、__、譲受人、村上市馬下__番地、__、土地の表示、馬下字浜平__番、現況地目、畑、地積199平米、畑がもう一筆ございます。合計2筆、合計地積が982平米、契約の種別、売買による所有権の移転、対価としまして__円、10アール当たり換算で__円です。この案件についてですが、譲渡人、__さんの実家が馬下にありまして、馬下の実家には、今現在お父様が亡くなられて誰もいなくなっているということで、近くで畑を耕作している__さんに譲るという案件でございます。

次に、番号3、譲渡人、村上市三之町__番__号、__、__、__、譲受人、村上市長坂__番地、__、土地の表示、下大蔵字大蔵__番__、現況地目、田、地積1,037平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価としまして__円、10アール当たり__円です。番号3については、今年3月に村上市と__さんの間であった案件と同じであります。この農地については、旧山北町時代に工業団地の造成計画があり、代替用地を欲しがる地権者のために用意した農地です。その後工業団地の計画がなくなり、農地だけが山北町所有で残りました。今回__さんが高速道路に係る農地の代替が欲しいということでの売買となりました。

場所の説明をします。10ページをごらんください。売買案件、番号2の場所です。村上地区馬下地内です。図面縦にJR羽越本線と国道345号線があります。図面中央、国道から150メートルほど山間に入ったところの2筆が申請地__番と__番です。

次に、11ページをごらんください。番号3の場所です。山北地区下大蔵地内です。図面を斜めに国道7号線と勝木川があります。図面中央、国道沿いにあるのが申請地__番__です。

以上で場所の説明を終わります。

説明した3件については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第1号につき、質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

7番、池田委員。

○7番（池田千秋君） 7番、池田です。番号3番の譲受人の_____さんという方、これ長坂という住所になっている。長坂って、私、地理的に場所がわからないので、どの辺でしょうか。住所が長坂だけじゃ俺ぴんどこねえんで。

○4番（加藤孝平君） 川を挟んで、三桂製作所の前あたりです。

○7番（池田千秋君） わかりました。

以上です。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。今回の案件は2件です。

初めに、番号1番、申請人、村上市羽下ヶ淵__番地、____、土地の表示、羽下ヶ淵字タテノフチ__番__、地目、畑、地積91平米、転用目的、車庫、農地区分、第2種農地、備考といたしまして、申請者の現在使用している車庫の設置場所が集落の中心的なところにあり、冬期の除雪が困難であることから、申請地に新たに車庫を建築するため、転用の申請をするものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の生活上必要な施設を集落に接続して設置するものです。車庫1棟、建築面積19.44平米です。

次に、番号2番、申請人、村上市塔下__番地__、____、土地の表示、塔下字大へつり__番、地目、田、地積1,084平米、転用の目的、杉の植林、農地区分は第2種農地、備考といたしまして、申請地はこれまで畑地として利用してきましたが、集落から遠隔にあり、杉林に隣接し、鳥獣害の被害も多く、今後とも耕作予定がないことから、杉の植林により土地を有効的に活用するため転用の申請をするものです。こちらの案件は、農振除外の案件です。

次に、場所の説明をします。初めに、番号1番、13ページです。地図左手、南北にJR羽越本線及び国道7号が走っております。その右側に羽下ヶ淵集落があり、地図の中央付近に小さく囲まれた場所が今回の申請場所です。

次に、番号2番、地図の北から中央、さらに東方向に県道山熊田府屋停車場線及び中継川が走っております。地図中央より左側、太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、報告をお願いします。

18番、村山委員。

○18番（村山美恵子君） 18番、村山です。9月10日8時半に神林支所に農業委員3名、地区推進委員2名が集合し、農業委員会の方から転用許可の場所等について説明を受け、現地に向かいました。羽下ヶ淵__番地、____さんの申請地の現地確認は、先ほど申しましたように、農業委員3名、推進委員2名、それから農業委員会より大西次長、佐藤さんと現地を確認いたしました。申請者の現在の車庫は、集落の中心地にあるため、自宅前の道路が狭くて、冬の除雪が大変困難なために、申請地の畑を少し盛り土して自家用車の車庫を建築したいとのこと。なお、周囲の同意は得てありません。

どうぞ皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） 次に、議案番号2番について、報告をお願いします。

4番、加藤委員。

○4番（加藤孝平君） 議案番号第2号の2番、9月6日午前9時に山北支所に集合し、事務局より説明を受け、大西次長さん、佐藤副参事さん、支所の村山係長、そして農業委員3名と推進委員1名の7名で現地を確認いたしました。集落から遠く離れ、周りの農地も耕作されていなく、杉林と隣接し、鳥獣害の被害も多く、委員全員やむを得ないと判断したものです。皆様のご審議、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 事業計画変更承認申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、議案第3号 事業計画変更承認申請について。今回は1件の申請です。

番号1番、当初計画者、村上市佐々木__番地__、____、承継者、村上市佐々木__番地__、____、土地の表示、佐々木字上野__番__、地目、台帳、現況とも畑、面積277平米、移転内容の事由は、農機具及び車両格納庫、変更目的、内容については、申請地は平成6年9月25日付新潟県村振農第3241号により、農地法第5条の許可を得ました。当初の計画では、作業場兼資材置場を建設する予定でしたが、その後別の土地に設置したため、これまで畑として利用してきました。このたび承継者が農機具及び車両の格納庫を設置するものです。

続きまして、場所の説明をいたします。16ページです。地図の中央、南北に国道7号、その左手にJR羽越本線が走っております。地図の右側、佐々木集落内の太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、これも同じく転用に係る現地調査をしていただいておりますので、1条計画変更申請の現地調査の報告をお願いいたします。

推進委員18番、寺社委員。

○推進委員18番（寺社幸一君） 今説明のありました事業計画変更承認申請のありました案件について現地調査を行いましたので、ここに報告いたします。

当日、農業委員3名、推進委員2名、事務局から大西次長と佐藤副参事が出席し、まず初めに事務局から申請内容について資料の説明を受けました。次に、佐々木地内に移動しまして、申請人の____さん立ち会いのもと、申請内容について確認を行いました。荒川地区としては、周辺の農地への影響を及ぼすおそれもないと判断し、許可するものとの意見になりました。

審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） それでは、議案第3号について質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案第3号については承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 事業計画変更承認申請については、承認することに決定いたしました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、今回は8件の申請です。

初めに、番号1番、譲渡人、村上市塩町__番__号、____、譲受人、村上市山居町____番__号、____、土地の表示、塩町__番__、地目、台帳、現況とも田、地積758平米ほか1筆、計2筆、合計1,224平米、転用の目的、駐車場兼資材置場、契約につきましては売買による所有権の移転で、対価は____円、10アールあたりに換算いたしますと____円、農地区分は第3種農地、備考といたしまして、申請者は申請地の近くで事業を営んでおります。現在事業で使用する足場材の置場がなく、また業務用車両及び従業員用の駐車場が不足のため、適所を探しておりましたが、このたび土地所有者から同意が得られ、転用申請するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内第1種住居地域の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。従業員用駐車場20台、業務用車両として10台、業務用トラッククレーン2台、資材置場の計画です。

次に、番号2番、譲渡人、村上市大津__番地、____、譲受人、村上市大津__番地__、____、土地の表示、山口字野中__番__、地目、台帳、現況とも田、地積87平米ほか1筆、計2筆、合計面積163平米、転用の目的、駐車場、花壇、雪捨て場、契約につきましては交換による所有権の移転で、農地区分については第3種農地、備考といたしまして、申請者は現在の敷地が手狭で、駐車スペース及び雪捨て場の確保に苦慮していたことから、申請地を駐車場、花壇、雪捨て場として利用したく、転用の申請をするものです。なお、申請地は上下水道管が埋設された道路に接しており、おおむね500メートル以内に2つの公共施設が存在します。

次に、番号3番、譲渡人、村上市坂町__番地、____、譲受人、新発田市小舟町____番__号、____、土地の表示、坂町字宮林__番__、地目、台帳、現況とも畑、地積547平米、転用の目的は、宅地分譲敷地、契約につきましては売買による所有権の移転で、対価は____円、10アールあたりに換算いたしますと____円、農地区分については第3種農地、備考といたしまして、申請者は申請地を宅地分譲敷地として使用したく、転用申請するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内、第1種住居地域の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。計画として、宅地分譲敷地2区画です。

次に、番号4番、貸人、村上市佐々木__番地__、____、借人、村上市佐々木__番地__、____、土地の表示、佐々木字上野__番__、地目、台帳、現況とも畑、地積277平米、転用の目的、農機具及び車両格納庫、契約につきましては使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考といたしまして、申請者は現在使用している作業場兼格納庫が手狭となったことから、このたび新たに農機具格納庫を建設したく、転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農業用施設を設置するものです。鉄骨造平家建て1棟、建設

面積が63.76平米です。

次に、番号5番、譲渡人、埼玉県入間市久保稲荷____番地____、____、譲受人、村上市堀ノ内____番地____、____、土地の表示、堀ノ内字村前____番、地目、畑、現況、雑種地、地積217平米、転用の目的、住宅建築敷地、契約につきましては売買による所有権移転で、対価は____円、10アールあたりに換算いたしますと____円、農地区分については第2種農地、備考といたしまして、申請者は現在申請地近くで生活していますが、一般国道7号改築工事による道路設置のため移転が余儀なくされ、このたび土地所有者の同意が得られ、転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、住宅を集落に接続して設置するものです。木造平家建て1棟、建築面積166.97平米、車庫1棟、建築面積50平米、全体面積が636.33平米です。

次に、番号6番、貸人、村上市中新保____番地____、____さんは現在の相続人で、____さんの長男になります。括弧内の____さんは、登記の名義人で、平成11年4月に亡くなられています。借人、村上市里本庄____番地____、____、土地の表示、中新保字古川____番____、地目、台帳、現況とも田、地積562平米ほか2筆、計3筆、合計面積2,475平米、転用の目的、砂利採取、契約につきましては、賃借権の設定で、10アール当たりの対価は____円、農地区分は農振農用地にある農地です。備考といたしまして、一時転用によるもので、今回の利用期間は許可日から令和3年4月30日まで、全体面積5,507平米の関係者が3名になります。

次に、番号7番、貸人、村上市中新保____番地____、____、借人、村上市里本庄____番地____、____、土地の表示、中新保字古川____番____、地目、台帳、現況とも田、地積782平米、転用の目的、砂利採取、契約につきましては賃貸借権の設定、10アール当たりの対価は____円、農地区分として農振農用地にある農地で、備考は番号6番と同じになります。

最後に、番号8番、貸人、村上市中新保____番地____、____、借人、村上市里本庄____番地____、____、土地の表示、中新保字古川____番____、地目、台帳、現況とも田、地積2,250平米、転用の目的、砂利採取、契約につきましては賃貸借権の設定、10アール当たりの対価は____円です。番号6番、7番については、砂利の採取する場所であり、8番については、その表土置場につき対価が違って来るものですので、ご了承ください。農地区分は、農振農用地にある農地で、備考として番号6番と同じになります。

続いて、場所の説明をいたします。番号1番について、21ページです。地図、東西に県道新潟新発田村上線が走っており、その下方、地図の中央付近、太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

次に、番号2番について、地図右手に荒川支所及び荒川地区公民館があり、それを挟んで県道坂町停車場金屋線が走っております。地図の中央よりやや上のほう、太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

次に、番号3番、地図の中央、東西に国道113号が走っており、左側の上のほう、太く囲まれた場

所が今回の申請場所です。

次に、番号4番は先ほど議案第3号の16ページ、事業計画変更承認申請についてのところで説明のとおりです。

次に、番号5番について、24ページです。地図中央付近、県道山北関川線が走っており、その県道沿い、太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

最後に、番号6番から8番については、25ページ、地図中央付近、東西に県道鶴岡村上線が走っており、その県道沿いに太く囲まれた場所5筆が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明をいただいた転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番について報告をお願いいたします。

18番、村山委員。

○18番（村山美恵子君） 18番、村山です。9月10日の8時半に神林支所に農業委員3名、推進委員2名が集合し、農業委員会さんから説明を受けた後、第1号の議案の塩町の案件の現地に農業委員3名、推進委員2名、それから農業委員会さんより大西次長、佐藤副参事、園部さんが現地に、それから現地には_____さん、_____さん、_____さん同席のもと、現地調査を行いました。現地は、_____さんの土地で、昨年までは借り手がありましたが、今年は耕作しておりません。今回譲受人の方が営む_____が近くで事業を営んでおり、事業車両や従業員の駐車場が不足しておるため適地を探しておりましたが、今回譲受人との間に合意がなされ、出席者全員許可相当と見ました。

皆様のご審議、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 次に、議案番号2番、3番、4番について現地調査の報告をお願いいたします。

推進委員18番、寺社委員。

○推進委員18番（寺社幸一君） 寺社です。荒川地区では、9月5日に5条申請のありました案件について現地確認を行ったので、報告いたします。当日は、午前9時に荒川支所会議室において、農業委員会3名、推進委員2名、事務局からは大西次長と佐藤副参事が出席し、まず初めに申請内容について資料に従って説明を受けました。その後、山口地内の現地に移動し、_____立ち会いのもと、申請内容について確認を行いました。荒川地区としては、今回の申請が建物を建設するものではなく、周辺の農地への影響を及ぼすおそれもないと判断し、許可するとの意見となりました。

次に、佐々木地内に移動し、申請人の_____さん立ち会いのもと、申請内容について確認を行いました。荒川地区としては、周辺の農地への影響を及ぼすおそれもないと判断し、許可するものとの意見となりました。

最後に、坂町地内に移動し、申請人の_____さん立ち会いのもと、申請内容について確認を行いました。荒川地区としては、今回の申請が宅地分譲敷地として申請するもので、周辺の農地への影響を及ぼすおそれもないということで許可するものとしたしました。

審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

次に、議案番号5番について現地の調査報告をお願いいたします。

4番、加藤委員。

○4番（加藤孝平君） 4番、加藤です。番号5番について現地調査を行いましたので、報告いたします。9月6日金曜日午前9時、山北支所に集合し、大西次長さんより説明を受け、佐藤副参事、支所の村山係長、農業委員3名、推進委員1名の7名で調査をいたしました。現地には_____さんの立ち会いのもと、説明を受けました。生活排水等を下水道に接続するというので、隣の田んぼとの境には迷惑がかからないように、土砂が流出しないようにブロック等で囲うということでしたので、委員全員許可相当と判断いたしましたので、皆さんのご審議よろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） 次に、議案番号6番、7番、8番について現地調査報告をお願いいたします。

20番、本間委員。

○20番（本間裕一君） 20番、本間です。議案第4号、番号6から8について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。9月4日午前8時に朝日支所会議室において、農業委員6名、最適化推進委員5名、事務局からは大西次長、津野主査、朝日支所の小池室長が出席しまして、初めに事務局より申請内容について資料に沿って説明を受けました。その後、中新保地内の現場に移動しまして、_____立ち会いのもと、申請内容について確認を行いました。このたびの転用事業者は、この地区におきまして数年前から同様の事業を継続して行っておりまして、これまでも特に農家等からも苦情もなく実施されてきました。その実績と信頼もあることから、朝日地区の委員全員許可相当という意見になりました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

12番、佐藤委員。

○12番（佐藤健吉君） ちょっとだけご質問お願いしたいのですが、今の番号1の塩町の件なのですが、ここで_____、_____は別に問題はないのですが、先ほど報告がありました4条の第1項第8号の規定で_____さんは市道と所有地の畑の間は道路がないので、公衆用道路をここにつくるといふことで、その因果関係一つ聞きたいのですが、個人が自分ところに入るための、畑に入るための道路は公衆用道路になるのかということ、市道なのかということ、その辺の因果関係どういふ

うになるのかということで、例えばその後村上市に寄贈というか、帰属するかどうか、話し合いがあるのか、どういうことなのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（石山 章君） 事務局、どうぞ。

○事務局長（小川良和君） それでは、12番、佐藤委員からのご質問についてお答えいたします。

今回申請ありました__番__と__番__の間に赤道があります、今現在、__さんのほうで市の建設課と協議いたしまして、払い下げをここ受けるというに当たって、奥にあります自分のところに行く道がなくなるので、この道、先ほど4-1-8の報告で示させていただいた道路をつけて、それと赤道の部分を交換するといったお話が建設課のほうとまとまっているといったお話でございました。

○議長（石山 章君） 佐藤委員。

○12番（佐藤健吉君） 市の取り扱い、奥に入るための道路、畑に入るための公衆用道路があるのに、それを払い下げて、その人は__さんに払い下げるのじゃなくて、__さんに払い下げてということなのでしょう、今の説明だと。

○事務局長（小川良和君） いえ、__さんではなくて__さんに払い下げをしてというふうな形で、今回__さんが4-1-8で申請上げた道路の部分と交換をするといった形になります。ですので、__さんが赤道部分を譲り受けて、__さん所有の土地に道路をつけたところを市と交換するというふうな形になりますので、__さんに払い下げするわけではなくて、あくまでも__さんに払い下げするといった形になります。

○12番（佐藤健吉君） そういう場合は、公衆用道路としての取り扱いになるのですか。私道になるのですかということ、私確認したいのですが。

○事務局長（小川良和君） 最終的に市に払い下げるというふうなお話でしたので、一応公衆用道路というふうな形でさせていただいたところではあります。

（何事か声あり）

○事務局長（小川良和君） 市と交換する、赤道部分と今回新設する道路を交換するといった形になって、今回4-1-8でつくる部分については市のほうに帰属させるといった形のお話が整っているというお話でしたので、公衆用道路というふうな形で処理させていただいております。

○議長（石山 章君） 佐藤委員、よろしいですか。

○12番（佐藤健吉君） はい、いいです。

○議長（石山 章君） 2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部です。今と同じ質問なのですが、報告の1番については、1号については、自分の農地行くために道路をつくるということですよ。だから、今の図面からするとこの__と__の先に農地があるということでしょう。それは変わらないわけだ。これどっちが早くできたかわからんけども、まずこの田を__にやるがためにこれを公衆用道

路を私道にして、恐らくこれは市道には、市の道路にはならないと思うのです。恐らく寄附、払い下げようとしても市は受けないと思います。こんなの受けても大変なことになるわけだ。そこまで見越さないでこれを上げるということが、今佐藤さん言ったのと私同じように考えたんだけど、どっちが先なのかということなんです。恐らく市だってもう受け入れれば管理しねばねえし、それについて交換だというのが整って、恐らく承諾書をとっているのかどうか分かりませんが、それでこの転用を出すということ自体がちょっと早いのではないかなと思います。

それから、現地調査の報告、村山さんと加藤さんですけども、許可相当というのは現地調査でないと思います。許可するだと思いますので、権限は県から移っているので、ひとつよろしく。

○事務局長（小川良和君） 今ほど2番委員、阿部委員のほうからのご質問、____さんから____さんに転用、この農地部分について転用で譲り渡す際に、間に赤道が入った関係がありまして、払い下げというふうな話を市のほうの建設課と進めてきたというお話をお伺いしております。その中で、今ほど4-1-8で説明させていただいた道路について、奥のほうに畑がございます関係で、そちらに行く道がないと。今までの赤道についても、車が走れるような状態の広さの道ではなかったもので、今回払い下げを受けて、転用するに当たって、この事業するに当たって奥のほうに出入りできる、車が入れる道路をつけさせてもらいたいというのが4-1-8の届け出であって、その辺の話、建設課のほうには直接詳細のところ確認していなかったところはちょっと手落ちでございますが、申請されたところからは一応建設課とその辺の話が整っていて、かわりにこちらのほうの道路をつけてというふうなお話でしたものですから、今回受け付けさせていただいて、案件として上げさせていただいたところではあります。

○議長（石山 章君） 阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部です。今お話しした、はっきりしておかなければ提案をした後にこれごちゃごちゃ、ごちゃごちゃなると思うのです。もう死んだ農地がここでまだ開発されるような格好になるので、やはりこれは公衆用道路として、2メートルから4メートルといたって、市がこういう道路を市道として、私道ではないです。市道として払い下げを受けるものなのか。その辺はきちっとしておかなければ、転用が後手、後手にいくのではないかと、私そういうふうに考えます。

以上です。

○事務局長（小川良和君） 済みません、ご指摘いただきました内容について、改めて建設課のほうに確認した中で適正に対応させていただければと思いますので、ご了承いただければと思います。

○議長（石山 章君） 阿部委員、質問はよろしいですか。

○2番（阿部正一君） はい。

○議長（石山 章君） 7番、池田委員。

○7番（池田千秋君） 7番、池田です。2番の阿部さんに質問いたします。先ほど村山さんと寺社さんが報告なされたときに許可相当という言葉を使った、これはいかななものかというような指摘があったのですが、もっと詳しくどういうことなのか説明願います。

○議長（石山 章君） 2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 済みません、余計なこと言っただけ。一応現地調査というのは、今までは県の許可でありましたので、許可相当という言葉が適切かと思っておりますが、これからは市に移譲されたわけですので、権限というのは許可するにしたらどうかという意味でお話ししました。

○議長（石山 章君） 7番、池田委員。

○7番（池田千秋君） 県から移譲があって農業委員会で認可するわけなんですけど、それは総会をもって初めて認可になるものであって、まだ地区の段階で現地調査の中では、その地区だけで相当という考えでもって総会にかけて、皆さんいかがでしょうかと審議するので、私は許可相応で何ら問題なからうかと思っております。

以上です。

○議長（石山 章君） 意見の相違はあろうかと思いますが、最終的には農業委員会が市から移譲を受けていますので、農業委員会で許可するという事になっております。

また、現地調査については、各地区において調査し、それが転用基準をきちっと満たしているかというようなことで、判断的には調査した地域において許可してもいいというような意見でよろしいかと思っております。

ほかはないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、番号1番については市長部局、建設課と確認の後……12番、佐藤委員。

○12番（佐藤健吉君） 番号1番の件なんですけど、事務局のほうからは説明なかったのですが、21ページの地図を見てもらえばわかると思いますが、___番___と___の真ん中に太く線が入っているのが赤道なんですよ。それを一体の土地として使用するためにこの土地を払い上げて、上、外周のほうに道をつけるということの説明してくれれば俺も理解はしたんですけども、そういう説明がなかったんで、何で同じところを払い上げてまた取得しなければならなかったのかということ疑問に思ったんで、ただ公衆用道路になるのか市道になるのかというだけの違いなんで、私はそういうことが説明でわかれば許可していただくことで結構だと思います。

○議長（石山 章君） 18番、村山委員。

○18番（村山美恵子君） 18番、村山です。私も前の案件と関連しているなどは思ったんですけども、これは別に事実確認だけで、さっき報告のとき上げなかったんですけど、現地調査いたしました段階で、確かに去年まで田んぼつくられていたんで、赤道の部分というか、あぜの部分は残っている

んです。そして、奥に畑をちょっと、ちっちゃい畑つくっていらっしゃる方がいて、やっぱりこの道がなくなることによって奥に行くことが少しのあれでもできなくなるので、やっぱり____さんとしてもそういう提案をなされたんだと思うんで、ちょっと報告が、言う部分が少なかったんですけど、現地を見た段階ではそう感じました。済みません。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

ほかないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号、番号1番については市長部局、建設課と確認の上、問題なければ許可をする、1番を除いては許可することに決定してもよろしいでしょうか。

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番は建設課確認後問題がなければ許可する、ほかについては許可することに決定いたしました。

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局係長（園部和枝君） それでは、26ページをごらんください。議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。今月は、賃借権の設定が3件、所有権移転の売買が2件、合計5件の案件となります。

それでは、所有権移転以外の案件につきましては1件のみ説明させていただきます。番号1番、貸人、村上市南田中__番地、____、借人、村上市南田中__番地、____、土地の表示、南田中字板越__番、地目、畑、地積792平方メートル、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が5年、借賃が10アール当たり____円、新規の設定となりまして、改良区費は貸人負担です。なお、借人は認定新規就農者です。番号3番までが賃借権の案件です。

次に、所有権移転について説明いたします。番号4番、譲渡人、村上市十川__番地、____、譲受人、村上市小川__番地__、____、土地の表示、十川字桂木田__番、地目、田、地積534平方メートルほか2筆、計3筆、2,941平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アール当たりは約____円となります。

次に、番号5番、譲受人、村上市久保多町__番__号、____、譲受人、村上市笹平__番地__、____、土地の表示、笹平字大橋__番__、地目、田、地積148平方メートル、売買による所有権の移転、対価が____円、10アール当たりは約____円となります。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。28ページをごらんください。番号4番、図面上部、朝日地区十川集落があり、県道高根村上線が走っています。県道の東側に日本海東北自動車道があり、その間に太く囲ってあります3筆が申請地です。

次に、29ページ、番号5番、図面中央、斜めに朝日地区熊登集落から笹平集落に向かって県道小揚猿沢線が走っています。長津川との間に太く囲ってありますのが申請地です。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、議案第5号、番号4番につき審議をいたします。

__番、____、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

（__番_____退席）

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 番号4番、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号、農用地利用集積計画、番号4番については承認することに決定いたしました。

（__番_____着席）

○議長（石山 章君） _____、番号4番、承認することに決定いたしました。

それでは、番号4番を除きまして質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号 農用地利用集積計画（案）については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第6号 令和2年度農業施策等に関する意見書（案）について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 議案第6号 令和2年度農業施策等に関する意見書（案）について説明をいたします。

別紙をごらんください。読み上げさせていただきます。

村上市農業施策等に関する意見書（案）。

本市の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の発生等のさまざまな課題を抱え、大変厳しいものとなっております。また、昨年からは行政による生産数量目標配分が廃止されたことで農家みずからが需要に応じた米生産に取り組むことや直接支払交付金が廃止になったこと等、稲作農家にとっては経営の転換期となっており、所得の向上に向け、経営の複合化、スマート化を推し進めるとともに、優良農地の確保や新たな担い手の確保が急務となっております。農業は、地域を支える産業であるだけでなく、農産物の生産活動を通じて自然環境の保全につなが

り、農地は防災機能など多面的機能の維持にも役立っています。今後農業における農地や環境を守り、将来性のある産業として育てていくためにも、農業者自身の努力はもとより、行政による支援、施策のさらなる充実と強化が必要です。

このような状況の中、農業委員会等に関する法律の改正により、農地等の利用の最適化の推進、すなわち担い手への農地利用の集積、集約化や耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進が農業委員会の必須業務となりました。これを受けて、地域の実態を踏まえた農地利用の最適化のための施策の推進や農業振興の実践に向け、農業委員及び推進委員が地区ごとに農業者との話し合い活動等の実践活動を行っております。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、農地等の利用の最適化の推進に当たり、村上市に対し、以下のとおり農業施策等に関する意見を提出いたします。市独自の施策の実施及び必要な予算の確保並びに上部機関への働きかけ等につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記。

1、農地等の利用の最適化の推進について（農地集積、集約化について）。

(1)、地域の営農活動が持続可能なものであるためには、担い手が効率的かつ安定的に農業経営ができる環境を整備する必要があります。このため、条件不利農地の解消に向け、農地中間管理機構関連整備事業への取り組みを推進する地域につきましては、当該事業が確実かつ迅速に実施されますよう、事業採択に向けた支援並びに財源の確保に努めること。

(2)、人・農地プランについては、課題への取り組み状況、改善策、達成度の管理を確実にを行い、真に地域農業の未来の設計図となるよう実効性あるものとする。

（遊休農地対策について）

(1)、耕作放棄地の利用再生については、これまで耕作放棄地再生利用緊急対策事業等により、再生作業等に係る支援が行われてきたところですが、平成30年をもって事業が廃止されました。県による耕作放棄地再生作業支援事業が新たに創設されましたので、耕作放棄地の発生防止と再生利用を図るため、村上市の農業者がこの事業に取り組めるよう有効な施策を検討すること。

（担い手の育成について）

(1)、安定的な地域の営農活動推進のため、後継者の育成や法人化に向けた取り組みを着実に進めること。

(2)、新規就農者に対する就農前の相談や研修、就農後の農業経営への支援については、関係機関を初め、ベテラン農業者も交えた指導体制の構築を検討すること。また、現在村上市が行っている農業担い手支援事業について、毎年新規に支援が受けられるよう十分な予算の確保を図ること。

2、鳥獣害対策について。

(1)、電気柵等の設置への支援の継続並びに既設の電気柵の補修、修理への支援の拡充を図る

こと。

(2)、近年イノシシによる農作物被害が深刻化していることから、侵入防止策の充実のみならず、有害鳥獣捕獲等による個体数の減少策などの駆除対策の拡大を図ること。

(3)、猟友者の担い手確保のために支援の継続と充実を図ること。

3、農業委員会の体制の確保等について。

(1)、村上市農業委員会は、県下でも最も広い農地面積を抱えており、農地等に基づく各種の手續や農地相談の件数は他市町村に比べて多くなっています。また、農業委員会法等の改正による農業委員会の業務量の増加や転用許可、農地中間管理事業などの新たな業務の追加等により事務局職員への事務負担が増加しております。この中で、今後さらに地域に密着した活動を展開していく必要があり、一定の活動水準を確保する上でも事務局体制の一層の強化を図ること。

以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(石山 章君) それでは、質疑に入ります。

ご意見、ご質問。

6番、遠山委員。

○6番(遠山久夫君) 6番、遠山です。鳥獣害対策についてなんですが、近年猿の被害あるいは出没が非常に多くなってきて、我が村も国道、鉄道を渡ってついに猿が出てきております。そこで、区としても我々いろんな対策は、檻を作ったり等、考えてはきているのですが、現実問題、猟友会にお願いをした経緯もあります。しかしながら、警察のほうからストップをかけられるという状況があるんだということ。であれば、個体数の駆除対策、これについては法的に何らかの緩和をしなければできないんじゃないかというふうに思います。猿だけじゃなく、今後イノシシの件もありますけれども、そういった法の緩和をひとつ入れていただけたら、もしかしたら猟友会がそこで発砲できるという現実もあるのかなというふうにも思うのですが、この辺の知識のある方がもしいらっしゃるのであれば、そういったところを教えていただければ幸いなのですが、よろしくお願いいたします。

○事務局副参事(佐藤俊一君) 今遠山委員言われた警察がストップするというのは、民家から200メートル離れていないと猟銃の発砲ができないという法律になっておりまして、多分宿田地内であれば集落の周辺に畑が点在していると思うので、そこでまず猿が出没した、猟友会何とかしてくれといっても、それを発砲で防ぐというわけにはいかないこととなると思うので、そういうことだと思いますが。お願いします。

○議長(石山 章君) 遠山委員。

○6番(遠山久夫君) その件については、確かに200メートルという話は聞いていますし、今現在は確かにそれが法律にのっとった行動だというふうには思います。しかしながら、個体数を減らすんだという、この掲げている対策の前段で、じゃどうすればいいんだと。猿を追い込めばいいのか。

じゃ、どんな対策で猿を追い込んで200メートル先に移動させたらいいのかということが、現実問題があります。その場所、民家が点在するわけです。200メートル以内なのかどうかなんていうのははっきりわからないわけです。なかなかこれは難しいかなと思うんです。だから、ここで個体数の減少策として駆除をというふうに書いてありますが、現実問題どうですか。ここをもうちょっと法整備をして何とか、200メートルじゃなくて、できないですか。

○7番（池田千秋君） できない、それは。

○6番（遠山久夫君） できない。

○7番（池田千秋君） 俺らまず鉄砲持っていったことあって、猟友会の会長もしていたが、そういう基本的なこと、この地域の特性によって、民家から200メートル以内にいっぱい点在しているからそれを許可してくれとか、そういう法の緩和というのは無理だね。個体数を減少するんだったら宿田で生まれて猿でないのだから、山のほうで駆除して減らすというのも駆除の方法だし、そうすれば全体で減らせば宿田に来る確率も少なくなってくるし、そのように理解してもらえばいいんじゃないかねえかなと俺思うけども。

○6番（遠山久夫君） すごく近年いっぱい出てきているので、猿は関係ないと思った集落なので、区としても非常に苦慮しているのが現実なので、農業委員会としましても農産物の被害はないのです。現実問題、区でも調べましたが、農産物への被害はないのですが、鉄道から上のほう、松沢地域に至っては農産物が相当やられているというのが現実です。我が集落には被害届はないのですけれども。ついこの前なんですけど、局長さんにもお会いしていただいた、島根県からこういうことに詳しい人が来まして、一つの案を提案していきました。うちの集落もそれで対応しようと考えたんですけど、なかなかちょっと眉唾物みたいなのがあります。非常に乗りづらかったというのがあります。ですので、この対策はいいのですが、何とか個体数を減らす方法、できませんか。意見と要望なのですが、お願いいたします。

○議長（石山 章君） 現行法ではなかなか無理だというような話であります。

9番、中山委員。

○9番（中山和衛君） 大変立派な意見書ができたと思います。

それと、ちょっとお尋ねしたいんですけども、今外国労働者の問題とかもあると思いますので、その辺の点は意見書の中に何かそういうような意見がなかったかどうか、委員長さんにお尋ねしたいという件でございます。

○議長（石山 章君） 12番、佐藤委員長。

○12番（佐藤健吉君） 今まで3回の農政振興部会を開催しまして、いろいろと検討してまとめ上げたものについて慎重に審議させていただきました。その中では、遠山委員のほうから出たものについても慎重にいろいろ鳥獣害対策をやらねばねえということで結局終わりましたが、労働不足があるということも承知はしていますけど、そこまでの話し合いはなされなかったということで、地域

の担い手を今後いかにしていくかということがやっぱり重要課題であったということの話し合いで
ございます。

○議長（石山 章君） 中山委員、よろしいですか。

○9番（中山和衛君） はい。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、ただいまの意見書案について、これを市長、議長
に意見書を提出するということでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） そのようにさせていただきます。

議題としてはこちらのほうは以上であります、その他について皆様方から。

19番、船山委員。

○19番（船山 寛君） 19番、船山です。法務局のほうからですけども、今回も農地法の適用を受け
ない事実確認願、毎回数件出ているわけですけども、これについては、地目変更については今印紙
代はゼロだそうです。先月私のほうも許可してもらいまして行ってきましたし、今簡単にできます
ので、なるべくスムーズに農業委員会の事務局としてもその旨申請者に報告してくださいというこ
とですし、それと案件の中でやっぱり雑種地等かなり出ていますけども、それらについておおむね
原野だというような話もされていますんで、その辺も踏まえて委員会のほうでも見てほしいという
こと言われましたので、事務局のほうに特段伝えておきますので。簡単にできますので、相談日入
れて2日行けば、恐らく2時間ずつ、2日ぐらい行けば、私でもできるので、できると思いますの
で、お伝えしておきます。

○議長（石山 章君） 船山委員、ありがとうございました。

ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） じゃ、議題については以上であります。

休憩 午前10時33分～午前10時33分

・協議、連絡事項ほか

時に午前10時53分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和元年9月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員

